

高等学校等就学支援金 紙申請の方法(マイナンバー)について

◆ 就学支援金制度の申請方法

◇ 次の書類を学校事務室までご提出ください。

- 1 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書（様式第1号・その1）
- 2 保護者（親権者、父母がいる場合は2人分）の個人番号カード等のコピー※¹
- 3 保護者（親権者、父母がいる場合は2人分）の顔写真付き身分証明書のコピー※²
- 4 保証書

※¹ 原則として、保護者の個人番号（マイナンバー）がわかる書類を
マイナンバー貼り付け台紙にのり付けし、提出してください。

※² 顔写真付きの身分証明書（それが無い場合は、2種類の身分証明書）を
身分証明書貼付台紙にのり付けし、ご提出ください。

提出期限：令和5年3月14日（火）

※ 県教育委員会が個人番号（マイナンバー）を使って税額の確認を行い、対象であるかどうかを審査します。審査の結果は、郵送でお知らせします。

※ 就学支援金の支給を受けることができる世帯でも、申請が遅れたり、申請をしなかったりした場合は、授業料を納付していただくこととなりますのでご注意ください。

※ 授業料の負担が必要な場合は、令和5年8月以降に高校からお知らせします。

◆ 個人番号（マイナンバー）がわかる書類とは？

- 個人番号カード（マイナンバーカード）のコピー
 - 個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写し
 - 個人番号（マイナンバー）が記載された住民票記載事項証明書の原本又はコピー
- ※ 住民票又は住民票記載事項証明書は、保護者（親権者）以外の方の個人番号（マイナンバー）の記載がないものをご提出ください。



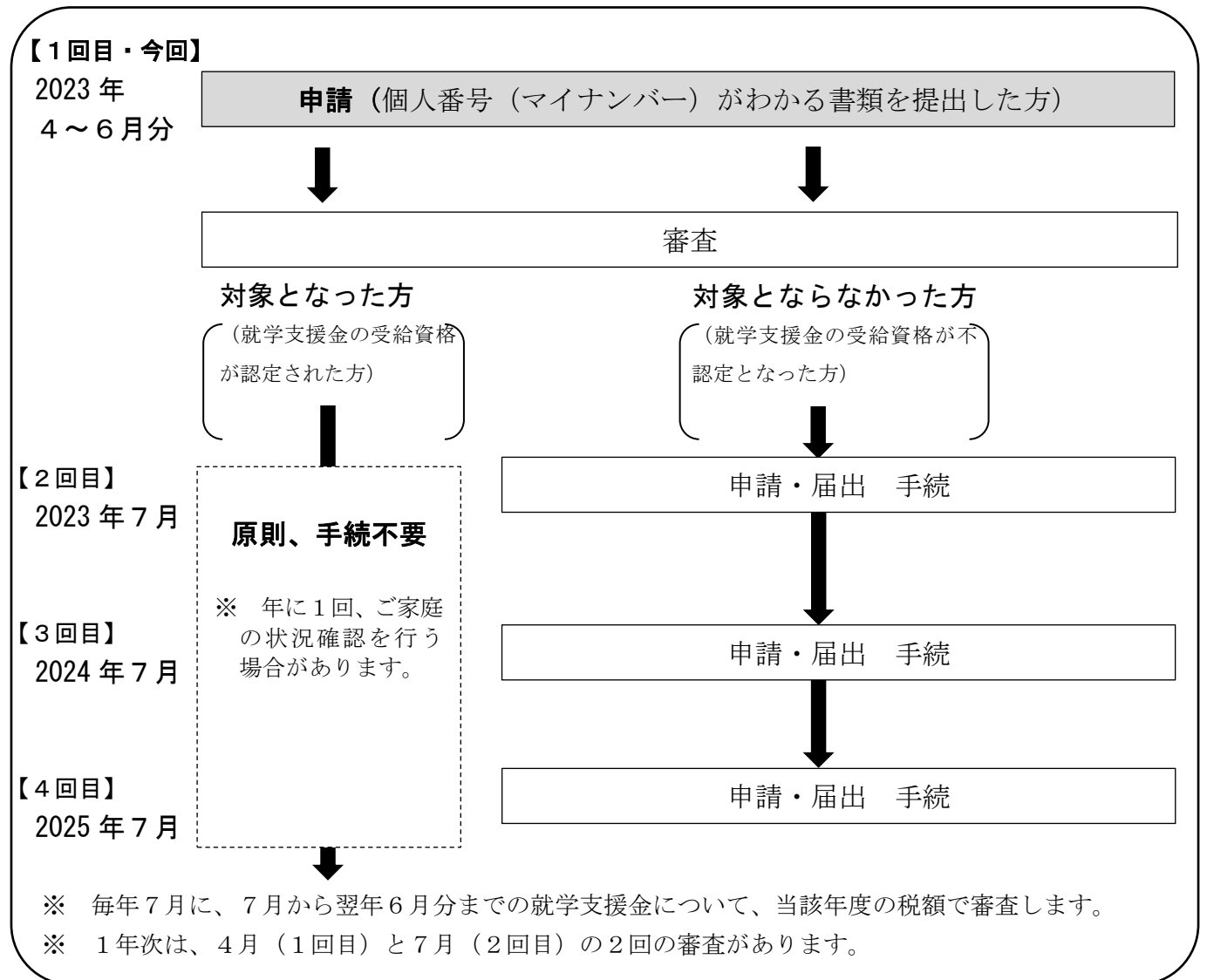
【注意】
原則として、個人
番号通知カードは、
使用できません。



ただし、記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事項が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、又はデジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に個人番号通知カードの記載事項の変更手続が完了している場合に限り、使用可能です。

※ 個人番号通知書、個人番号カード交付申請書やそれらのコピーは、法律上、マイナンバーの確認書類とはならないため、使用できません。

◆ 在学中の手続きの流れ



- 個人番号（マイナンバー）がわかる書類を提出し、就学支援金の対象となった方（受給資格が認定された方）は、ご家庭の事情が変わらない限り、**卒業まで原則申請手続きは不要**となります。

ただし、**年に1回、ご家庭の状況（保護者の氏名、毎年1月1日時点の住所地等）を確認**させていただく場合があります。

- 就学支援金の対象とならなかった方（受給資格が不認定となった方）及びマイナンバーがわかる書類を提出しなかった方は、**毎年7月に申請又は届出の手続き（全日制は2～4回目、定時制は2～5回目）が必要**となります。

ただし、**個人番号（マイナンバー）がわかる書類の再度の提出は不要**です。

- **保護者（親権者）に変更があった場合**や、**住所に変更がある場合**は、必ず学校事務室までご連絡ください。